

芝山町子育てハンドブック (令和8年度版)



子育て中の皆様向けに育児に関するサービスや情報を紹介しております。
妊娠期から育児中の際に子育てについて困った時、情報を知りたい時、
ぜひご活用ください。

「しばっこ保健ナビ」もご利用ください！

しばっこ保健ナビは、芝山町にお住いの子育てパパママ向けの子育てサポートアプリです。

妊娠期から子育て期までの不安や悩みをフルサポート！

ダウンロード・利用料は無料ですので、ぜひご利用ください。

※各種検診もオンライン予約が可能です（予約受付期間内の検診に限る）。



ダウンロードはこちらから



WEB版 (PC・スマホ)
<https://shibayama-town.city-hc.jp>

もくじ

1. 妊娠がわかったら	3
・母子健康手帳交付	3
・妊婦・乳児一般健康診査及び新生児聴覚スクリーニング検査受診票	3
・妊婦歯科健診	3
・妊娠8か月面談	3
2. 赤ちゃんが生まれたら	4
・出生届の出し方	4
・出生通知書について	4
・赤ちゃん訪問指導	4
・新生児聴覚検査	5
・産後ケア事業	5
3. 出産、育児への経済的支援	6
・妊婦のための支援給付	6
・出産育児一時金	6
・出産祝金	6
・チャイルドシート購入助成金	7
・児童手当	7
・障害のあるお子さんへの支援	7
・特別児童扶養手当	7
・障害児福祉手当	8
・ひとり親世帯への支援	8
・児童扶養手当	8
・ひとり親家庭等医療費等助成制度	8
・JR 通勤定期乗車券の割引	8
・ひとり親家庭児童入学祝金	8
・母子父子寡婦福祉資金	9
・教育に関する支援	9
・就学援助	9
・遠距離通学費補助金	9
・学校給食費補助	9
4. 町の子ども医療対策	10
・子ども医療費助成事業	10
・学生等医療費助成事業	10
・未熟児養育医療給付事業	11
・自立支援医療（育成医療）給付事業	11
・重度心身障害者医療費助成事業	11

・風しんワクチン接種助成事業	11
5. 町の医療機関	12
6. 千葉県の子ども医療対策	12
・結核児童療育給付事業	12
・小児慢性特定疾病医療費助成制度	12
7. 千葉県の救急医療のしくみ	13
8. 救急時の対応	13
9. 近隣の夜間休日急病診療所	14
10. 町の保健事業	15
・母子保健事業について	15
・育児グループについて	16
・子どもの健診について	16
・予防接種について	17
・女性の健診について	18
11. 町の子育て支援	19
・子育て世代包括支援センター	19
・子ども家庭総合支援拠点	19
・子育て支援センター	19
・一時保育	19
・園庭開放	20
・保育所	20
・小中学校	20
・学童クラブ	20
・その他の子育て支援	21
・子ども会	21
・幼稚園	21
・チーパス(チーパス・スマイル)	21
12. 困ったときの相談先	22~24



1.妊娠がわかったら

母子健康手帳交付

こども保健課 保健衛生係 ☎ 77-1891

母子健康手帳は、お母さんとお子さんの健康状態や成長を記録する大切な手帳です。

医療機関に受診し、妊娠がわかり、医師から母子健康手帳の交付を指示されましたら、母子健康手帳を受け取りましょう。妊婦支援給付金として妊娠届出時に支援給付（1回目）の申請ができます。

交付場所 芝山町保健センター

交付時間 月曜日から金曜日 午前9:00～午後4:30まで（土日・祝日の交付はできません。）

持ち物 マイナンバーカード（マイナンバーのわかるもの）

（妊婦等支援給付金の申請のため）振込口座番号（妊婦さん本人名義）のわかるもの

*保健師との面談がありますので、1時間ほどお時間をいただきます。お時間に余裕を持ってお越しください。

*妊婦さんの体調等により、妊婦が母子手帳の交付に来られない場合には、代理（妊婦と一緒に生活されている方、妊婦の状況を知っている方）の方でも発行は可能です。代理の方がお越しいただく場合には委任状が必要です。

*「芝山町 mila-e 予約」から事前予約が可能です。

「芝山町 mila-e 予約」はこちらから



妊婦・乳児一般健康診査及び新生児聴覚スクリーニング検査受診票

こども保健課 保健衛生係 ☎ 77-1891

母子健康手帳交付時に、妊婦・乳児健診の受診票及び新生児聴覚スクリーニング検査受診票（母子手帳別冊）をお渡しします。

受診票は、県内医療機関で使用でき、妊婦・乳児健康診査及び新生児聴覚検査スクリーニング検査を受ける際、医療機関窓口へ提出することで健診・検査費用の一部が助成されます。

*妊婦健診の頻度や回数など、個人差があり、検査内容等により、自費が発生する場合があります。

*里帰り出産等により県外医療機関で診査・検査を受ける場合は、償還払いにより費用を助成します。

妊婦歯科健診

こども保健課 保健衛生係 ☎ 77-1891

町では、妊娠中に町内歯科医院において、無料で歯科健診を1回受けられる妊婦歯科健康診査を行っています。母子健康手帳交付時に、妊婦歯科健診受診票をお渡しします。

対象者 母子手帳の交付を受けた妊婦

回数 1回（できるだけ妊娠16週から28週の体調の良い時に受診しましょう。）

持ち物 妊婦歯科健診受診票 ・ 母子健康手帳

妊娠8か月面談

こども保健課 保健衛生係 ☎ 77-1891

妊娠8か月頃の妊婦さんを対象に、保健師が面談し、産前産後の過ごし方や分娩入院に必要なもの、その他産後の手続きや利用できるサービス等を一緒に確認しています。安心して赤ちゃんを迎える準備をしていきましょう。

妊娠8か月面談時に、産後ケア事業のご案内と『芝山町産後ケア事業利用カード』を交付します。また、妊婦支援給付金として妊娠しているこどもの数に応じて支援給付（2回目）の申請ができます。

2.赤ちゃんが生まれたら

♡ 出生届の出し方 ♡

町民税務課 戸籍係 ☎ 77-3911

出生した日を含め生後14日以内に、住所地か本籍地又は出生地の市区町村に出生届を提出します。(土日・祝日も届出可能ですが、その場合は児童手当等の手続きのため後日再来庁していただく必要があります。)

必要な物 出生証明書(出生した病院の医師・助産師の証明があるもの)、母子健康手帳

別紙1 (2/2)

太枠内を記入し提出ください。
子の名前は漢字を崩したりせず、
正確に記入してください。

出生届																												
令和元年5月7日届出																												
東京都千代田区 長 殿																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">(1) 子の氏名 (外国人のときはローマ字を付記してください)</td> <td>民事 優樹</td> <td>父母との続き柄 <input checked="" type="checkbox"/> 嫡出子 (長) <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 孫</td> </tr> <tr> <td>(2) 生まれたとき</td> <td>令和元年5月4日</td> <td><input type="checkbox"/> 午前 <input checked="" type="checkbox"/> 午後 10時30分</td> </tr> <tr> <td>(3) 生まれたところ</td> <td colspan="2">東京都港区虎ノ門一丁目1番1号</td> </tr> <tr> <td>(4) 住所 (住民登録をするところ)</td> <td colspan="2">東京都千代田区霞が関一丁目1番1号</td> </tr> <tr> <td>(5) 父母の氏名 生年月日 (子が生まれたときの年齢)</td> <td>父 民事 太郎 昭和56年5月27日(満37歳)</td> <td>母 民事 花子 昭和56年7月3日(満37歳)</td> </tr> <tr> <td>(6) 本籍 (外国人のときは漢字だけを書いてください)</td> <td colspan="2">東京都千代田区丸の内一丁目2番</td> </tr> <tr> <td>(7) 同居を始めたとき</td> <td colspan="2">平成28年4月(結婚式をあげたとき、または、同居を始めるときのうち早いほうを書いてください)</td> </tr> <tr> <td>(8) 父が生まれたときの世帯のおもな仕事と</td> <td colspan="2"> <input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常雇労働者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用労働者世帯及び会社団体の従業員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯 (医師調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに子が生まれたときだけ書いてください) </td> </tr> <tr> <td>(9) 父母の職業</td> <td>父の職業</td> <td>母の職業</td> </tr> </table>	(1) 子の氏名 (外国人のときはローマ字を付記してください)	民事 優樹	父母との続き柄 <input checked="" type="checkbox"/> 嫡出子 (長) <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 孫	(2) 生まれたとき	令和元年5月4日	<input type="checkbox"/> 午前 <input checked="" type="checkbox"/> 午後 10時30分	(3) 生まれたところ	東京都港区虎ノ門一丁目1番1号		(4) 住所 (住民登録をするところ)	東京都千代田区霞が関一丁目1番1号		(5) 父母の氏名 生年月日 (子が生まれたときの年齢)	父 民事 太郎 昭和56年5月27日(満37歳)	母 民事 花子 昭和56年7月3日(満37歳)	(6) 本籍 (外国人のときは漢字だけを書いてください)	東京都千代田区丸の内一丁目2番		(7) 同居を始めたとき	平成28年4月(結婚式をあげたとき、または、同居を始めるときのうち早いほうを書いてください)		(8) 父が生まれたときの世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常雇労働者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用労働者世帯及び会社団体の従業員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯 (医師調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに子が生まれたときだけ書いてください)		(9) 父母の職業	父の職業	母の職業	<p>子の本籍地でない市区町村役場に提出するときは、2通提出してください(市区町村役場が相当と認めるときは、1通で足りることもあります)。2通の場合でも、出生証明書は、原本1通と写し1通でさしつづかえりません。</p> <p>子の名前は、常用漢字、人名用漢字、かな、ひらがなで書いてください。子が外国人のときは、原則かなで書くとともに、住民票の処理上必要ですから、ローマ字を付記してください。</p> <p>よみかたは、戸籍には記載されません。住民票の処理上必要ですから書いてください。</p> <p><input type="checkbox"/>は、あてはまるものに<input type="checkbox"/>のようにするしをつけてください。</p> <p>筆頭者の氏名には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。</p> <p>子の父または母が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合は、新しい戸籍がつくられますので、この欄に希望する本籍を書いてください。</p> <p>届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基礎統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。</p> <p>※出生届の手続について、悩みや困りごとがあれば、お近くの市区町村又は法務局にご相談ください。 出生届を届け出なければ、その子の戸籍がつかず、不利益を被るおそれがあります。 詳しくは法務省のホームページをご覧ください。 ☞ 無戸籍 法務省</p>
(1) 子の氏名 (外国人のときはローマ字を付記してください)	民事 優樹	父母との続き柄 <input checked="" type="checkbox"/> 嫡出子 (長) <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 孫																										
(2) 生まれたとき	令和元年5月4日	<input type="checkbox"/> 午前 <input checked="" type="checkbox"/> 午後 10時30分																										
(3) 生まれたところ	東京都港区虎ノ門一丁目1番1号																											
(4) 住所 (住民登録をするところ)	東京都千代田区霞が関一丁目1番1号																											
(5) 父母の氏名 生年月日 (子が生まれたときの年齢)	父 民事 太郎 昭和56年5月27日(満37歳)	母 民事 花子 昭和56年7月3日(満37歳)																										
(6) 本籍 (外国人のときは漢字だけを書いてください)	東京都千代田区丸の内一丁目2番																											
(7) 同居を始めたとき	平成28年4月(結婚式をあげたとき、または、同居を始めるときのうち早いほうを書いてください)																											
(8) 父が生まれたときの世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常雇労働者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用労働者世帯及び会社団体の従業員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯 (医師調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに子が生まれたときだけ書いてください)																											
(9) 父母の職業	父の職業	母の職業																										

出生証明書			
子の氏名	民事 優樹	男女の別	<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女
生まれたとき	令和元年5月4日	<input type="checkbox"/> 午前 <input checked="" type="checkbox"/> 午後	10時30分
出生したところ及びその種別	出生したところの種別	<input checked="" type="radio"/> 1 病院 <input type="radio"/> 2 診療所 <input type="radio"/> 3 助産所 <input type="radio"/> 4 自宅 <input type="radio"/> 5 その他	出生したところ
その種別	東京都港区虎ノ門一丁目1番1号		
体重及び身長	3,400 グラム	48.1	センチメートル
単胎・多胎の別	<input checked="" type="radio"/> 1 単胎 <input type="radio"/> 2 多胎 (子中第 子)		
母の氏名	民事 花子	妊娠週数	満39週5日
この母の出産した子の数	1 人	死産児(妊娠満22週以上)	胎
1 医師	上記のとおり証明する。 令和元年5月4日		
2 助産師	(住所) 東京都千代田区九段南一丁目1番15号		
3 その他	(氏名) 法務 康		

♡ 出生通知書について ♡

こども保健課 保健衛生係 ☎ 77-1891

母子健康手帳別冊には、出生通知書というハガキが付いています。
できるだけ生後7日以内に投函するか、出生届出時に提出してください。
保健師から、赤ちゃん訪問についてご連絡いたします。

♡ 赤ちゃん訪問指導 ♡

こども保健課 保健衛生係 ☎ 77-1891

赤ちゃんが生まれたすべてのご家庭に、生後4カ月までに保健師がお伺いします。身体計測や予防接種の話、育児相談に応じます。お子さんが生まれましたらお電話いたします。

※里帰り出産や出産後に里帰り予定の方は、希望により赤ちゃん訪問を里帰り先で受けることもできます。

♡ 新生児聴覚検査 ♡

こども保健課 保健衛生係 ☎ 77-1891

一般に 1,000 人に 1~2 人は生まれつき聴覚に障害があると言われています。日ごろから、赤ちゃんの耳のきこえを観察し、心配がある場合には、早めにかかりつけの医師に相談するようにしましょう。産科医療機関で検査を実施しておりますので、積極的に検査を受けるようにしましょう。

なお、新生児聴覚スクリーニング検査については、令和 3 年 4 月 1 日以降に出生された新生児に対して、新生児聴覚スクリーニング検査が一部公費負担となりました。

♡ 産後ケア事業 ♡

こども保健課 保健衛生係 ☎ 77-1891

出産後『授乳がうまくいかない』『赤ちゃんのお世話の仕方や生活リズムがわからない』といった不安がある方から、『ゆっくり休みたい』といった方まで、産婦さんと赤ちゃんの心と体をケアする、産後ケア事業を実施しています。

妊娠 8 か月面談時に、産後ケア事業の説明をし【芝山町産後ケア事業利用カード】を発行します。

芝山町から町外への里帰りや他市町村から町内への里帰りにも対応します。

産後ケアの種類

① 宿泊型

実施施設に宿泊して、休息をとりながら、育児や授乳の相談が受けられます。

対象：生後 2 か月未満の母子（実施施設により対象者の範囲が異なります。）

利用回数：1 泊 2 日から 6 泊 7 日まで利用可能（分割利用可能です。）

② 日帰り型（ロング）

実施施設に日中滞在し、休息をとりながら、育児や授乳の相談が受けられます。

対象：生後 4 か月未満に母子（実施施設により対象者の範囲が異なります。）

利用回数：日帰り型（ショート）と合わせて 7 回まで利用可能

③ 日帰り型（ショート）

実施施設に通所して、育児や授乳の相談が受けられます。

対象：生後 1 年未満の母子

利用回数：日帰り型（ロング）と合わせて 7 回まで利用可能

④ 居宅訪問型

ご自宅に助産師が訪問し、育児や授乳の相談が受けられます。

対象：生後 1 年未満の母子

利用回数：7 回まで利用可能

利用者負担金（目安）

① 宿泊型 1 日 3,000 円

② 日帰り型（ロング） 1 回 2,000 円

③ 日帰り型（ショート） 1 回 1,000 円

④ 居宅訪問型 1 回 1,200 円

3.出産、育児への経済的支援

❖妊婦のための支援給付❖

こども保健課 保健衛生係 ☎ 77-1891

すべての妊婦の方・子育て世代が安心して出産・子育てできるように、経済的負担を軽減するための「妊婦支援給付金」を支給します。

対象者 妊婦

支給額 1回目 (妊娠届出時) 5万円

2回目 (出産予定日の8週間前の日以降) 5万円×妊娠している子どもの数

※1回目・2回目ともに流産・死産も対象となります。

申請方法 1回目 妊娠届出時に申請してください。

2回目 妊娠8か月面談時に申請してください。

❖出産育児一時金❖

町民税務課 国保年金係 ☎ 77-3912

出産にかかる費用を妊婦さんご本人またはご家族が加入されている医療保険者(社会保険・国民健康保険など)から出産にかかる費用の一部を助成する制度です。

国民健康保険の方は、役場町民税務課国保年金係(77-3912)へお問合せください。

社会保険の方は、職場又は加入している健康保険へお問合せください。

❖出産祝金❖

町民税務課 戸籍係 ☎ 77-3911

お子さんを出産された方へ祝金を支給しています。

対象者 出産祝金を受給できるのは、出生した子(最初の住民登録が芝山町である子に限る)の父または母であって、次の全ての要件に該当する者

- ・お子さんの出生時において1年以上前から町に居住しており、子とともに町に定住の意思のある者。
- ・お子さんを養育していること
- ・申請者及び配偶者が公租公課等を滞納していない者。

祝金額

第1・2子	10万円
第3子	30万円
第4子	50万円
第5子以上	70万円

必要書類 出生された子の記載された戸籍謄本・振込口座番号のわかるもの・印鑑

※芝山町が本籍地の場合、戸籍謄本は不要です。

※戸籍謄本は、お子さんの戸籍の記載終了後に取得したものを提出してください。

注意 出生日から3カ月以内に申請が必要です。



✿チャイルドシート購入助成金✿

総務課 自治振興係 ☎ 77-3903

チャイルドシートを購入された方へ購入費（お子さん1人につき1台）の一部を助成します。

対象者 チャイルドシート購入時町内に住民登録があり、満6歳未満のお子さんを養育している保護者

対象物 チャイルドシート、ベビーシート、ジュニアシート

限度額 満6歳未満のお子さん1人1回限り 限度額1万円

※本体価格（税抜価格）が1万円未満の場合は、本体価格を助成します。

必要書類 領収書・印鑑・安全基準を証明するもの（取扱い証明書・説明書など）
振込口座番号のわかるもの

✿児童手当✿

こども保健課 子育て支援係 ☎ 77-1897

0歳から高校生年代までの子を養育している保護者に支給される手当です。

対象者 町内に住民登録があり、0歳から高校生年代までの子を持つ保護者

支給額 0～3歳未満 月額15,000円

3歳以上 月額10,000円

第3子以降 月額30,000円 ※大学生年代以下の子をカウント

支給日 偶数月（各前月までの2カ月分を支払） ※支給日は原則その月の11日

必要書類 申請者及び配偶者のマイナンバーのわかるもの・申請者の加入医療保険情報がわかるもの（資格確認書など）の写し・申請者の振込口座番号のわかるものの写し

※大学生年代の子を多子加算のカウント対象とする場合は、学生証の写し等も必要です。

注意 公務員は、勤務先から支給されますので、勤務先で申請手続きを行ってください。

✿障害のあるお子さんへの支援✿

✿特別児童扶養手当✿

福祉課 福祉係 ☎ 77-3914

精神または身体に障害のある児童の福祉の増進を目的に支給される手当です。

対象者 精神または身体に重度もしくは中度の障害がある20歳未満の児童を在宅で養育している方

支給額 （児童1人あたり月額）令和8年4月以降 ※年度ごとに改定があります。

1級（重度障害児）	2級（中度障害児）
58,450円	38,930円

その他・支給の対象となる障害の程度としては、おおむね中度（身体障害：3級、知的障害：Bの1、精神障害：身体障害・知的障害と同程度の障害と認められるもの）以上の障害を持つ児童となりますが、ケースにより異なりますので、詳しくはご相談ください。

・所得制限があり、規定の限度額を超える場合は、手当は支給されません。

☆障害児福祉手当☆

福祉課 福祉係 ☎ 77-3914

重度障害児に対して、精神的、物質的などの特別な負担の軽減を目的に支給される手当です。

対象者 身体または知的・精神に重度の障害があり、日常生活において常時介護が必要な20歳未満の在宅障害児で、次のいずれかに該当する児童本人

- ①重度の障害が1つ以上ある方
- ②身体又は知的・精神に合併障害のある方等

支給額 (児童1人あたり月額) 令和8年4月以降 ※年度ごとに改定があります。
16,560円

その他 所得制限があり、規定の限度額を超える場合は、手当は支給されません。

☆ひとり親世帯への支援☆

☆児童扶養手当☆

こども保健課 子育て支援係 ☎ 77-1897

ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図る目的に支給される手当です。

対象者 18歳の年度末までの児童(基準以上の障害の状態にある場合は20歳未満)を監護しているひとり親家庭等の父母等。

支給額 受給者本人または配偶者及び扶養義務者(同居する父・母・兄弟等)の前年の所得、監護する児童数により支給制限があり、「全部支給」、「一部支給停止」、「全部支給停止」に分かれます。

児童数	支給額(令和8年度)
1人	月額11,340円~48,050円
2人以降	1人につき月額5,680円~11,350円を加算

支給月 5月・7月・9月・11月・1月・3月に、それぞれの前月分までの手当を支給します。

☆ひとり親家庭等医療費等助成制度☆

こども保健課 子育て支援係 ☎ 77-1897

ひとり親家庭等の親や養育者、及びその児童が保険診療を受けた場合、医療費の一部を助成します。

対象者 18歳の年度末までの児童(基準以上の障害の状態にある場合は20歳未満)を扶養しているひとり親家庭の父母等と児童。※児童扶養手当同様の所得制限があります。

受給手続き 申請が必要です。申請後、受給券を交付します。

必要書類 申請書・加入医療保険情報がわかるもの(資格確認書等)の写し・振込口座番号のわかるもの写し・印鑑・申請者及び扶養義務者のマイナンバーのわかるもの ※児童扶養手当受給者以外の方は、その他の必要書類があります。

利用方法 医療機関を受診する際、医療機関窓口に受給券及び資格確認書等の加入医療保険のわかるものを提示し、自己負担金の金額を支払ってください。

自己負担額 通院 1回300円、入院 1日300円、調剤 1回0円
※町県民税が非課税の場合は無料です。

☆JR通勤定期乗車券の割引☆

こども保健課 子育て支援係 ☎ 77-1897

児童扶養手当受給世帯は、JRの通勤定期乗車券の特別割引を受けることができます。

☆ひとり親家庭児童入学祝金☆

こども保健課 子育て支援係 ☎ 77-1897

ひとり親家庭の児童が小学校、中学校に入学する場合、祝金5,000円を支給します。

❀母子父子寡婦福祉資金❀

こども保健課 子育て支援係 ☎ 77-1897

母子・父子・寡婦世帯に、修学資金、就職支度資金などの貸付け制度があります。

❀教育に関する支援❀

❀就学援助❀

こども教育課 学校教育係 ☎ 77-1861

経済的な理由で、義務教育を受けさせることが困難な保護者の方に学用品費などの援助を行います。

❀遠距離通学費補助金❀

こども教育課 学校教育係 ☎ 77-1861

一定の距離以上を通学（徒歩・自転車・家族による送迎等）する児童及び生徒の保護者に補助金を支給します。

要件（距離） 小学生：片道4キロメートル以上、中学生：片道6キロメートル以上

補助金額 小学生：年額5,500円、中学生：年額8,800円

❀学校給食費補助❀

学校給食センター ☎ 77-0034

町内に住所を有し、町立小中学校に在籍する児童生徒の保護者及び県立特別支援学校（小学部・中学部）に在籍する児童生徒の保護者が負担する学校給食費を補助します。



4.町の子ども医療対策

●子ども医療費助成事業●

こども保健課 子育て支援係 ☎ 77-1897

0歳から中学校を卒業するまでのお子さんの医療費の一部を助成する制度です。

対象者 町内に住民登録があり、健康保険に加入している0歳から15歳に達する日以降の3月31日までにある児童

受給手続き 申請が必要です。申請後、受給券を交付します。

必要書類 申請書・印鑑・子どもの加入医療保険情報がわかるもの（資格確認書など）の写し・保護者のマイナンバーの分かるもの

利用方法 医療機関を受診する際、医療機関窓口を受給券及び資格確認書等の加入医療保険のわかるものを提示し、自己負担金の金額を支払ってください。

自己負担額 通院 1回0円または200円 入院 1日0円または200円 調剤 1回0円
※町県民税非課税世帯の場合は無料です。

※お子さん一人につき、1つの医療機関について毎月入院10日、通院5回を超えた場合は無料

●学生等医療費助成事業●

こども保健課 子育て支援係 ☎ 77-1897

中学校卒業後から20歳までのお子さんの医療費の一部を助成する制度です。

対象者 受診日時時点で16歳になる年度の4月1日から20歳になる年度の3月31日までにある方
※住所要件や所得要件等があります。

受給手続き 登録申請書の提出が必要です。高校生年代の方には、申請後に受給券を交付します。

必要書類 申請書・学生等の加入医療保険情報がわかるもの（資格確認書など）の写し・保護者、学生等のマイナンバーの分かるもの

自己負担額 通院 1回300円 入院 1日300円 調剤 1回0円

※お子さん一人につき、1つの医療機関について毎月入院10日、通院5回を超えた場合は無料

助成方法 高校生年代：現物給付（受給券の交付）、償還払い
大学生年代：償還払いのみ ※受給券の交付なし

【現物給付】医療機関を受診する際、医療機関窓口を受給券及び資格確認書等の加入医療保険のわかるものを提示し、自己負担金の金額を支払ってください。

【償還払い】申請書に医療機関に支払った領収書などを添付して医療費の支給日の翌日から2年以内に申請してください。（申請書は、子育て支援係窓口や町ホームページから取得できます。）

●未熟児養育医療給付事業●

こども保健課 子育て支援係 ☎ 77-1897

未熟児は、適切な手当が受けられないと不幸な結果を招くことが多く、医療を必要とする場合があります。その場合の医療費の一部を公費負担する制度です。

- 対象者** 出生時体重が 2,000g 以下及び生活力が薄弱で医師が入院療育を必要と認めた乳児
- 受給手続き** 給付を受けるためには、必要書類の提出と受給券の発行を受けることが必要です。
- 必要書類** 申請書・世帯調書・養育医療意見書・子どもの加入医療保険情報が分かるもの（資格確認書等）の写し・印鑑
- 助成方法** 医療機関の窓口に養育医療券を提示してください。医療機関での医療費の支払いは不要です。後日、町より自己負担金の納付書を送付します。
- 自己負担額** 自己負担額は、医療の給付対象となる未熟児が属する世帯の市町村民税に応じて決定します。

●自立支援医療（育成医療）給付事業●

福祉課 福祉係 ☎ 77-3914

身体に障害のある児童（18 歳未満）で、治療（手術等）により、障害の除去、軽減することが期待できるものに対し、治療費の一部を公費負担する制度です。（食事療養費は自己負担）

＜対象障害＞

- ① 肢体不自由によるもの
- ② 視覚障害によるもの
- ③ 聴覚、平衡機能障害によるもの
- ④ 音声、言語、そしゃく機能障害によるもの
- ⑤ 心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸又は肝臓の機能障害によるもの
- ⑥ 先天性の内臓機能障害によるもの（⑤に掲げるものを除く）
- ⑦ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害によるもの

●重度心身障害者医療費助成事業●

福祉課 福祉係 ☎ 77-3914

重度心身障がい者（児）が、医療機関で診療を受けた場合の、保険診療分の自己負担分を助成します。

- 対象者** 身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳^アの 1、^アの 2、^ア、A の 1、A の 2、精神障害者保健福祉手帳 1 級の方（65 歳以上で手帳を新規取得された方は除く）
- 要件** 同一健康保険加入者の当該年度の町民税所得割の合計額が 235,000 円未満の方
- 必要書類** 申請書・障害者手帳・加入医療保険情報が分かるもの（資格確認書等）
- 自己負担額** 通院 1 回 300 円 入院 1 日 300 円 調剤 1 回 0 円
※同一健康保険加入者全員の町民税所得割が非課税の場合は無料

●風しんワクチン接種助成事業●

こども保健課 保健衛生係 ☎ 77-1891

赤ちゃんの先天性風しん症候群を予防するため、妊娠を希望する女性などが、風しんの任意接種を受けた場合に費用の一部を助成します。

- 対象者** 妊娠を希望する女性
妊娠を希望する女性の配偶者
妊婦の配偶者
- 助成金額** 風しんワクチン 3,000 円
麻しん風しん混合ワクチン 6,000 円
- 必要書類** 申請書・予防接種の種類と接種日が確認できる書類・領収書・印鑑・振込口座の分かるもの
※町ホームページ『大人の風しんワクチン接種費用の一部を助成します』をご覧ください。

5.町の医療機関

医 院 ・ 病 院	高根病院	0479-77-1133	岩山 2308
	芝山みどりの森クリニック	0479-74-8123	新井田 49-4
	原田医院	0479-77-0056	小池 2473
歯 科 医 院	高根病院 歯科	0479-77-1133	岩山 2308
	はにわ台歯科医院	0479-77-2628	新井田 889
	原田歯科医院	0479-77-0262	新井田 52-16
	ひろデンタルクリニック	0479-77-2192	上吹入 244
	藤田歯科医院	0479-77-0011	小池 1018-1

6.千葉県の子ども医療対策

問い合わせ先：山武保健所（山武健康福祉センター）

〒283-0802 東金市東金 907-1 ☎ 0475-54-0611

☘結核児童療育給付事業☘

結核にかかっている児童(18歳未満)の医療費の一部を公費負担する制度です。また、必要に応じて学用品、日用品を支給するものです。

対象者 結核で、その治療に長時間を要し、医師が入院を必要と認めたもの。

☘小児慢性特定疾病医療費助成制度☘

慢性疾患で治療が長期にわたり、保護者の医療費負担も高額となる特定疾患にかかっている児童(18歳未満)の医療費の一部を公費負担する制度です。

対象疾患 令和3年11月1日から16疾患群788疾病が対象となっています。

- | | | | |
|---------------------|---------|-----------|-----------|
| ① 悪性新生物 | ② 慢性腎疾患 | ③ 慢性呼吸器疾患 | ④ 慢性心疾患 |
| ⑤ 内分泌疾患 | ⑥ 膠原病 | ⑦ 糖尿病 | ⑧ 先天性代謝異常 |
| ⑨ 血液疾患 | ⑩ 免疫疾患 | ⑪ 神経・筋疾患 | ⑫ 慢性消化器疾患 |
| ⑬ 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群 | ⑭ 皮膚疾患 | ⑮ 骨系統疾患 | |
| ⑯ 脈管系疾患 | | | |

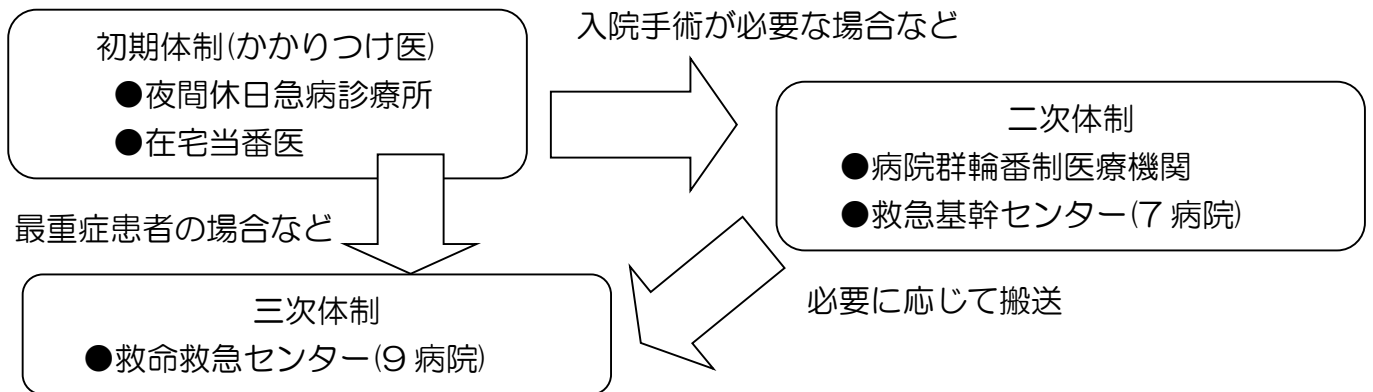
受給手続き 小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書兼世帯調書を山武保健所(山武健康福祉センター)に提出します。(申請書は保健所)

対象疾患や申請書類に関しては、ホームページを参照ください。

*千葉県HP <https://www.pref.chiba.lg.jp/shippei/shouman.html>

*小児慢性特定疾病情報センター <https://www.shouman.jp/>

7.千葉県の救急医療のしくみ



【ちば救急医療ネット】

夜間・休日急病診療所等の検索ができます。

<http://www.qq.pref.chiba.lg.jp/>



ホームページはこちらから

8.救急時の対応

とくに生後3カ月未満の赤ちゃんの発熱(38度以上)、ミルクや母乳の飲みが悪い・ぐったりしているなど、普段と様子が違う場合は、急を要するので小児科を受診しましょう。受診する際は、普段の子どもの様子を見ている方が連れていきましょう。加入医療保険情報が分かるもの(保険証、資格確認書等)や受給者証は、忘れずに持っていきましょう。

受診の判断に迷ったら、電話相談やインターネットを利用し、受診の緊急性を判断しましょう。

こども急病電話相談(小児救急電話相談)

休日の夜間に、急に子どもの具合が悪くなったとき、どうしたらよいか迷ったときの、受診の前の電話相談には看護師が応じるほか、必要な場合には小児科医に電話を転送します。

日時……………毎日夜間 午後7時～翌午前8時

相談電話番号……#8000 または 043-242-9939



ホームページはこちらから

子どもの救急(OFFLINE QQ) (公益社団法人 日本小児科学会)

夜間や休日などの診療時間外に病院を受診するかどうか、判断の目安を提供されています。



ホームページはこちらから

9.近隣の夜間休日急病診療所

山武都市医療福祉センター

住所…東金市堀上 360-2

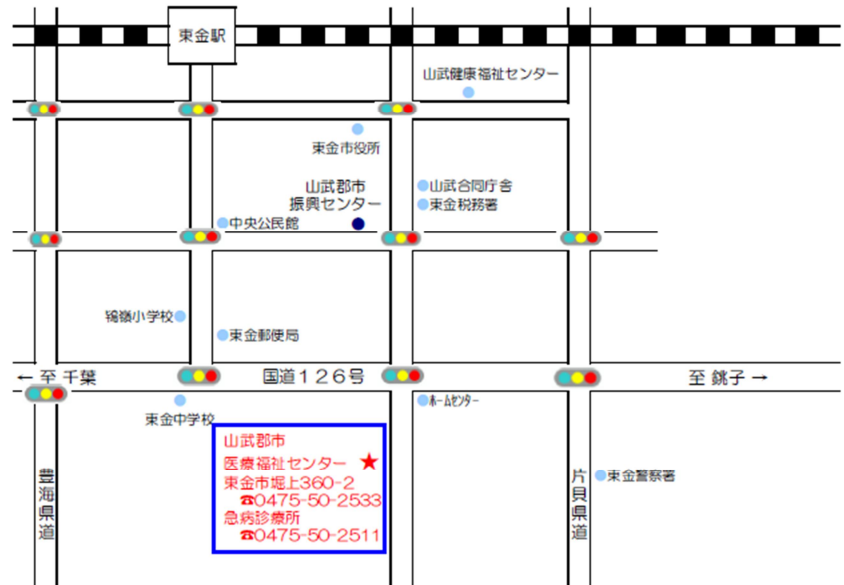
電話…0475-50-2511

診療科目…内科・小児科・外科

診療日・診療時間

毎日：20時～22時

山武都市広域行政組合
山武都市医療福祉センター案内図



成田市急病診療所

住所…成田市赤坂 1-3-1 保健福祉館敷地内

電話…0476-27-1116

診療科目…内科・小児科・外科・歯科

診療日・診療時間

【内科・小児科】

月～土曜日 : 19時～23時

日曜日・祝日・振替休日 : 10時～17時

19時～23時

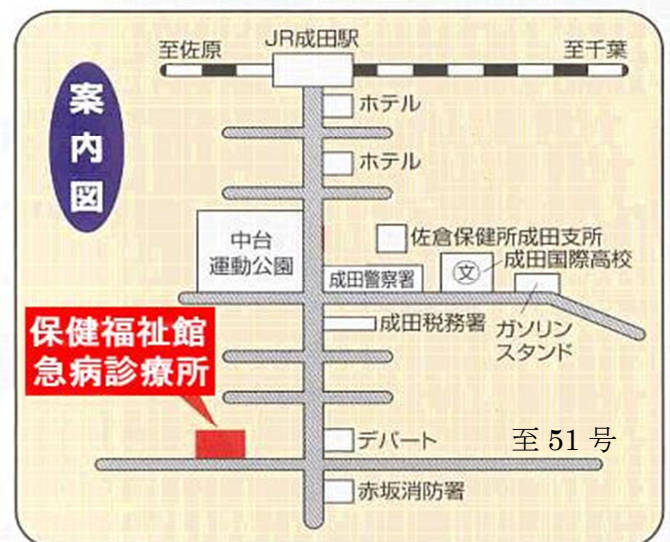
【外科】

日曜日・祝日・振替休日 : 10時～17時

【歯科】

祝日（日曜日は除く）・振替休日

10時～17時



*受診する際は、必ずお問い合わせしてください。

*医師が交替で診療を行っているので専門によっては、診療できない場合もあります。

10.町の保健事業

母子保健事業について

こども保健課 保健衛生係 ☎ 77-1891

	妊娠	誕生	2~3ヶ月	4~6ヶ月	9~11ヶ月	1歳	1歳半	2歳	2歳半	3歳	3歳半	4~6歳	
助成支援	妊婦健康診査補助券 (母子手帳別冊)	出産育児一時金		乳児健診① (母子手帳別冊)	乳児健診② (母子手帳別冊)								
	妊婦歯科健康診査 受診券	出産祝い金											
	妊婦支援給付金	チャイルドシート助成											
		産後ケア事業											
		予防接種(生後2ヶ月~)											
		(未熟児養育医療)	【産休・育休の方】 ・育児休業給付金 ・産前産後休業保険料免除		児童手当・こども医療								
健診・ 教室・ 相談	妊娠8か月面談		赤ちゃん相談(初回ブックスタート実施)				1歳6ヶ月児 健康診査		2歳児歯科 健康診査		3歳児 健康診査	就学児 健康診査	
			子育てほっとサロン										
				離乳食教室	すくすく 歯ッピー講座								
							のびのびラッコ教室			パンダ学級			
							ことばの相談						
			子育て相談(年3回保育所巡回相談)										
			子育て世代包括支援センター										
届出	妊娠届出書 (母子手帳交付)	出生届(出生14日以内)	一時保育利用手続き(生後5か月~入所可)・保育所入園手続き(生後7ヶ月~入所可)										
		低出生体重児届	【国民健康保険の方】 ・産前産後休業中の保険料免除 ・国民年金保険料の産前産後期間の免除制度										
		健康保険の加入											
訪問	妊婦訪問(希望者)	赤ちゃん訪問				状況・希望により、訪問させていただきます。							

事業名	対象	内容
子育てほっとサロン	産後2カ月~5カ月の産婦	理学療法士による講話と体操 子育て支援センターの紹介・案内
すこやか赤ちゃん相談	1歳未満の乳児	身体計測・育児一般相談
もぐもぐ離乳食教室	生後4カ月~6カ月の 乳児と保護者	栄養士・歯科衛生士による講話
のびのびラッコ教室 (申込み制)	1歳6カ月健診後 ~4歳のお誕生月までの親子	親子あそび 手遊び、リズム遊び、制作等
パンダ学級(申込み制)	3歳児健診後~小学校就学前 の親子	小集団のグループあそび 集団生活への準備教室
ことばの相談(予約制)	言葉の発達や発音、どもる等のこ とで心配のある方	1組約1時間程度の個別相談 言語相談員による言語検査と専門的アドバイス
子育て相談(予約制)	発達や育児のことで心配のある方	1組約1時間の個別相談 臨床心理士による発達検査と専門的アドバイス 町内保育所3園の年3回巡回相談
すくすく歯ッピー講座	生後10カ月~12カ月の子 と保護者	栄養士・歯科衛生士による講話 仕上げみがき実習
なんでも相談室	妊婦~子育て中の方	一組20~45分の個別相談 生活の中で気になることや心配ごとについて 保健師や栄養士がアドバイス

年間のスケジュールは、町ホームページ『母子の健康カレンダー』に掲載されています。

🍷 育児グループについて 🍷

こども保健課 保健衛生係 ☎ 77-1891

町内では、同じ悩みをもった育児仲間と気軽に集まり、楽しく話をし、心も体もリフレッシュしている育児グループがいくつか活動中です。

育児グループに興味がある方は、保健センターや子育て支援センターで仲介できますのでご連絡ください。

🍷 子どもの健診について 🍷

こども保健課 保健衛生係 ☎ 77-1891

当町では、**集団での乳児健診は実施していません**。母子手帳別冊の乳児健診の補助券を使用し、医療機関を受診してください。3～6カ月1回・9～11カ月1回の補助になります。

1歳6カ月児健康診査・3歳児健康診査は、母子保健法に定められた健康診断になります。お子様の成長を確認する大切な健診になりますので、積極的に受診してください。

事業名	対象	内容
1歳6カ月児健康診査	1歳6カ月～2歳未満	健診共通項目 身体計測・内科診察・歯科診察 保育・栄養・歯科・子ども相談 希望者フッ素塗布
2歳児歯科健康診査	2歳6カ月～3歳未満	2歳児 内科診察はありません
3歳児健康診査	3歳～4歳未満	3歳児 尿検査・視力検査・目の屈折検査・さ さやき検査が加わります

*各教室・相談は、「芝山町 mila-e 予約」から予約できます。

「芝山町 mila-e 予約」はこちらから



♀女性の健診について♀

こども保健課 保健衛生係 ☎ 77-1891

妊娠、出産、育児と毎日忙しいと思いますが、自分の健康をチェックしませんか。年に1度、ぜひ受けましょう。

事業名	対象	内容	実施月
子宮がん検診	20歳以上の女性	子宮頸部細胞診	(集団) 4・5月 (個別) 6~1月
乳がん検診	30~39歳の女性	超音波検査	(集団) 4・5月 (個別) 6~1月
	40~59歳の女性	超音波検査 又は マンモグラフィー	
	60歳以上の女性	マンモグラフィー	
骨粗しょう症予防検診	20歳以上の女性	骨密度測定	10月

注意：子宮頸がん検診・乳がん検診(マンモグラフィー検査)は、妊娠中または、妊娠の疑いのある方は検査できません。

※各事業についての問合せや予約は保健衛生係までお問合せください。

※「芝山町 mila-e 予約」からオンライン予約も可能です(受付期間内に限る)。

「芝山町 mila-e 予約」はこちらから



11.町の子育て支援

☞子育て世代包括支援センター☞

こども保健課 保健衛生係 ☎ 77-1891

妊娠期から子育て期までのさまざまな悩みや相談を受け、情報提供やアドバイス、内容に応じて相談や支援を行う機関の紹介を行い、安心して出産・育児ができるようにサポートしていきます。

妊婦さんから子育て中のお母さん・お父さん・おじいちゃん・おばあちゃんまで、ささいなことでも一人で悩まず気軽に相談ください。

☞子ども家庭総合支援拠点☞

こども教育課 相談支援係 ☎ 77-1861

「子育てがづらい」「悩みを聞いてほしい」など、18歳未満のお子さんご家族、妊産婦さんなどを対象に、子育てをする中でのさまざまな悩みや困りごとについて、相談員が対応します。

面接相談や家庭訪問による相談支援も実施しています。まずは電話でご相談ください。

☞子育て支援センター☞

子育て支援センター ☎ 77-3930

子育て支援センターは、「屋根のある公園」のようなところで、親子が安心して遊べる場所です。

保育士資格を持つ支援員がおりますので、子育てについての悩みもお気軽にご相談ください。

料金は無料です。

対象者

- ・芝山町在住の妊婦さんから就学前のお子さんとその保護者
- ・保護者の実家が芝山町にある就学前のお子さんとその保護者
- ・芝山町内の保育所や幼稚園に通うお子さんとその保護者 など

開設時間

月曜～金曜日

午前 9:00～12:00 午後 13:00～16:00

※12:00～13:00 の間はお休みします。

場所

子育て支援センター（はぐ～ん）

☞一時保育☞

子育て支援センター ☎ 77-3930

保護者が急な病気や用事、お仕事やリフレッシュ等でお子さんの預け先が必要な場合に、一時的にお預かりする一時預かり事業を行っています。

対象者

- ・芝山町に住所がある生後5カ月～就学前の健康なお子さん
- ・里帰り出産で芝山町に戻られている方のお子さん

利用可能時間

月曜～金曜日 午前8:30～午後4:30

保育場所

子育て支援センター（はぐ～ん）

利用料金

3歳未満児	1時間	300円
3歳以上児	1時間	200円
延長料金	10分	50円



🍷 園庭開放 🍷

お問い合わせ・申込みは 各保育所 まで

保育所では、保育所に入っていないお子さんを対象に園庭開放を行っています。興味のある方は、遊びにきてください。

対象者 町内在住の0～5歳児までのお子さんと保護者

日 6月～3月の第2・第4水曜日

時間 午前9:30～11:00

※参加を希望する方は、事前に保育所へ電話申込みのうえ、親子でご参加ください。

🍷 保育所 🍷

こども保健課 子育て支援係 ☎ 77-1897

保育所は保護者の就労、病気等のため家庭において保育できない就学前のお子さんを保育する児童福祉法に基づく施設です。

施設名	第一保育所	第二保育所	第三保育所
住所	新井田 63	大里 2737-4	新井田 445-149
電話	77-1036	78-0160	77-1441
通常保育時間	月～金曜日 午前 8:30 ～ 午後 4:30 土曜日 午前 8:30 ～ 午後 0:30		
延長保育時間	月～金曜日 午前 7:00～8:30 / 午後 4:30～7:00 土曜日 午前 7:00～8:30 / 午後 0:30～5:00		
入所対象年齢	1歳～5歳	7カ月～5歳	1歳～5歳
入所申請方法	毎年11月に面接と申請受け付けをします（10月頃から願書配布）。 年度途中でも受け付けています。		

また、特別な事情で町外の認可保育所を希望する場合等は子育て支援係へご相談ください。

🍷 小中学校 🍷

こども教育課 学校教育係 ☎ 77-1861

芝山町には小学校は1校、中学校は1校あります。

芝山小学校 芝山町新井田 63 ☎ 77-0015

芝山中学校 芝山町高田 239-1 ☎ 77-0130

🍷 学童クラブ 🍷

こども教育課 学校教育係 ☎ 77-1861

保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学校に在学しているお子さんに対して、放課後や学校の休みの日にお子さんを預かり、学校を利用して遊びや生活の場を提供します。

開所場所 小学校敷地内

対象者 町内に住む小学校1年～6年に在学中で、保護者が就労やその他の事情で、下校しても保護者に代わる者がいない者



🍷 その他の子育て支援 🍷

🍷 子ども会 🍷

生涯学習課 社会教育係 ☎ 77-1861

地域に住む子どもたちの健全な成長を支援し、子ども同士の交流/親睦を図る目的で、地域の大人が協力して育成する子どもの集団です。

会員 幼児～中学校3年生まで

🍷 幼稚園 🍷

幼稚園は3歳以上の幼児に就学前教育を行うことを目的とした学校教育法に基づく施設です。
入園の手続き・入園を希望する幼稚園に直接お問合せください。

私立幼稚園の問合せ先は下記ホームページで確認できます

千葉県私立幼稚園連合会 (<http://www.chiba-youchien.jp/>)

保育時間、保育料等についても直接お問合せください。

☆ 町内の私立幼稚園 ☆

みつば幼稚園 芝山町宝馬 21-4 ☎ 0479-77-1812

🍷 チーパス(チーパス・スマイル) 🍷 こども保健課 子育て支援係 ☎ 77-1897

千葉県が提携した店舗で「チーパス」を提示すると、店舗ごとに子育て応援サービスを受けることができます。

対象 県内にお住いの18歳未満のお子さんまたは妊娠中の方がいる家庭

利用方法 2021年4月より電子版のチーパスが開始しました。

パソコン・タブレット、スマートフォンから専用ホームページ・LINE(令和6年9月から)・アプリ「チーパス・スマイル」(令和7年3月まで)で利用登録をすることで使用できます。



「チーパス・スマイル」は
こちらから



専用
ホームページ



12.困ったときの相談先

☎ 役場の窓口 ☎

課	係	事業の内容	電話番号	場所
こども保健課	子育て支援係	保育所、児童手当、子ども医療費、ひとり親支援、幼稚園	0479-77-1897	芝山町保健センター
	保健衛生係	妊産婦や乳幼児に関する健診・相談・教室、予防接種	0479-77-1891	
福祉課	福祉係	障害者福祉、民生委員・児童委員、生活保護、生活困窮	0479-77-3914	役場本庁舎1階
こども教育課	学校教育係	就学・転入学、就学援助、学童クラブ	0479-77-1861	芝山町教育委員会 (芝山文化センター)
	相談支援係	教育相談、児童虐待、DV、子ども家庭相談		



☎町内の相談窓口☎

事業名	事業の内容	担当課・管轄
民生委員児童委員・主任児童委員	地域住民からの生活上の心配ごとの相談に応じ、必要な支援へのつなぎ役や子どもたちの見守りを行っています。	福祉課福祉係
弁護士無料法律相談	弁護士による無料の法律相談を行っています。 ・電話 0479-78-0526 ・受付 毎月最終火曜日／要予約	町社会福祉協議会
ふくし駆け込みテレホン	日常生活におけるあらゆる相談に応じて、問題解決のために適切な助言を行っています。 ・電話 0479-78-0526 ・受付 月～金 9:00～17:00（祝日を除く）	町社会福祉協議会

☎いじめ・不登校に関する相談☎

事業名	事業の内容	担当課・管轄
子どもと親のサポートセンター	教育相談、いじめ・不登校の相談を行っています。 ・電話 0120-415-446 ※電話受付は24時間 ・受付 月～金 8:30～16:30	千葉県教育委員会
子どもの人権110番	いじめや虐待など、子どものための電話相談を行っています。 ・電話 0120-007-110 ・受付 月～金 8:30～17:15	法務局
山武郡市教育相談センター	教育に関する様々な悩みについて、専門のカウンセラーによる電話相談と相談室での面接相談を行っています。 ※ 面接相談は電話予約が必要です。 ・電話 0475-54-0367（随時受付） ・相談日時 月曜日・水曜日・金曜日・土曜日 午前9時から午後4時まで	山武郡市広域行政組合

☎虐待に関する相談☎

事業名	事業の内容	担当課・管轄
虐待かもと思ったら	虐待かもと思ったらすぐに近くの児童相談所につながり、通告・相談ができます ・児童相談所虐待対応ダイヤル 189	児童相談所（全国）

☎DVに関する相談☎

事業名	事業の内容	担当課・管轄
千葉県女性サポートセンター	夫や恋人からの暴力、夫婦間の悩みなどの相談を行っています。 ・電話 043-206-8002 365日24時間受付	千葉県健康福祉部

事業名	事業の内容	担当課・管轄
DV相談	DV相談及び各種証明書を交付しています。 ・電話 0475-52-2388 (DV相談専用ダイヤル) ・受付 月～金 9:00～17:00	山武保健所 (山武健康福祉センター)
離婚相談・消費者トラブルなど	離婚相談、消費者トラブル、ご近所トラブルなど身近な法的トラブルの相談ができます。 ・電話 0570-078315 ・受付 月～金 9:00～17:00	法テラス千葉

☎教育に関する相談☎

事業名	事業の内容	担当課・管轄
子ども家庭110番	しつけ・教育などの相談を行っています。 ・電話 043-252-1152 ・受付 電話相談 毎日 8:30～20:00 面談 月～金 9:00～17:00	千葉県中央児童相談所

☎お子さんのための相談☎

事業名	事業の内容	担当課・管轄
24時間子どもチャイルドライン千葉	18歳までの子どものための電話相談を行っています。 ・電話 0120-99-7777 ・受付 月～土 16:00～21:00	NPO子ども劇場 千葉県センター
ヤング・テレホン	家庭や学校のことで悩んでいる20歳未満の方やその家族の相談を行っています。 ・電話 0120-783-497 ・受付 月～金 9:00～17:00	千葉県警察少年センター

☎身近なトラブルに関する相談☎

事業名	事業の内容	担当課・管轄
消費生活相談	消費生活や多重債務、個人情報の保護に関する相談を行っています。 ・電話 047-434-0999 ・受付 月～金 9:00～16:30、土 9:00～16:00 消費者ホットライン (消費者庁) 188	千葉県消費者センター

☎外国人の相談☎

事業名	事業の内容	担当課・管轄
外国人テレホン相談	病院、学校、仕事、在留資格、離婚などの相談を英語・中国語・スペイン語等で行っています。 ・電話 043-297-2966 ・受付 月～金 9:00～12:00、13:00～16:00	千葉県国際交流センター







芝山町役場 こども保健課 子育て支援係

〒289-1624

千葉県山武郡芝山町小池 980

(保健センター内)

☎ 0479-77-1897

令和8年4月発行